

大阪市立新北島中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は、学校内外を問わない。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことはなく、いじめられた児童等の立場に立って行うものとする。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「仲間を助け合い、ともに高め合う子ども・目標を持ち、あきらめず粘り強く取り組める子ども・自分たちの地域を大切に、愛せる子ども」育成のために「新北島中学校学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の2点をあげる。

- (1) 生徒理解を基本とする生徒指導を推進し、家庭との連絡も密に行う。生徒が何でも相談しやすい雰囲気を作り、生徒に関わる指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (2) 集会や学活等でいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

3. いじめの未然防止についての取組

いじめはどの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 教員の研究授業や相互参観を定期的に行い、授業力の向上に努める。
- ② 習熟度別授業を行い、生徒にとってわかる授業、誰もが参加できる授業の構築に努める。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 全校集会の司会や、美化活動、あいさつ運動、生徒会新聞の発行等、生徒会活動を活発にし、自己有用感を高める活動を充実させる。
- ② 体育大会や文化発表会など学校行事を通じて、生徒が自身の特性を活かし、活躍・貢献することで自己有用感を高める活動を充実させる。
- ③ 部活動を活発に行い、生徒一人一人が主体的に活躍できる場を充実させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成について

- ① 一人一人の教職員が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校・学級全体につくる。
- ② 「傍観者」もいじめに加担していると認識させ、仲裁者への転換を促す。
- ③ 関係機関を招き、携帯電話・スマートフォンの使い方指導・LINE等のトラブルの防止に努める。

4. いじめの早期発見についての取組

いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめの可能性の疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日頃から生徒の見守りや信頼関係構築に努め、生徒が出すサインを見落とさないようにする。
- ② 休み時間や昼休みの校内巡視を行い、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。
- ③ 定期的なアンケート調査の実施に取り組む。
- ④ スクールカウンセラー等による相談室の利用を周知する。

5. いじめの早期解決についての取組

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 担任（発見した教職員）から学年主任、生徒支援部に連絡、当該生徒の聞き取り。
- ② 聞き取った内容を、管理職・学年主任・生徒指導主事・生徒支援部長等に報告。
- ③ いじめ防止対策委員会で、指導方針の決定。
- ④ 被害生徒への支援、加害生徒への指導。
- ⑤ 被害生徒・加害生徒の保護者への連絡。
- ⑥ 学級・学年・部等での全体指導。
- ⑦ 学年・担任による、その後の経過見守り。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① いじめ防止対策委員会

構成メンバー：学校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒支援部、養護教諭、
当該学年主任・担任（または部活動顧問）

開催時期：いじめ発見・通報等を受けた際に随時開催

活動内容：いじめの疑いに係る情報があった場合には委員会を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

② 不登校対策委員会

校正メンバー：学校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒支援部長、
養護教諭、特別支援コーディネーター

開催時期：適宜開催

活動内容：不登校生徒の情報の共有、関係諸機関（子どもサポートネット・子ども相談センター・子どもサポートセンター等）との連携、
登校にむけた支援方針の決定、保護者との連携を行う。

(2) 年間計画

① アンケートの実施

いじめ調査アンケート（年3回、各学期実施）

授業アンケート（年2回実施）

学校評価アンケート（年2回実施）

② 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 随時実施

③ いじめについて考える日

毎年5月実施

全校集会で学校長講話、各クラスで道徳授業を活用した、いじめ防止の取り組み。

(3) 保護者や地域との連携

① ホームページや学校だよりなどによる情報発信について

HPでは学校の生徒の様子を中心に随時発信を行う。

毎月学校だよりを発行する。

学校元気アップ通信を随時発行する。

② 学校協議会への報告・協力体制について

年3回実施される学校協議会において、いじめの状況報告を行う。

民生委員など地域の協力を求め、早期発見のための情報収集を行う。

7. 重大事案への対処

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

速やかに教育委員会に報告し、いじめ防止対策委員会を立ち上げる。

管理職・教職員が連携して、調査および対応を行う。

情報は管理職が集約し、教職員への指示・連絡を行う。

スクールカウンセラーにつなぎ、生徒の心のケアを行う。

関係諸機関と連携し、生徒の居場所づくり・心のケアを行う。

被害生徒及びその保護者に、適切な情報提供を行う。

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い等がある場合

速やかに教育委員会に報告し、いじめ防止対策委員会を立ち上げる。

管理職・教職員が連携して、連携して調査および対応を行う。

情報は管理職が集約し、教職員への指示・連絡を行う。

スクールカウンセラーにつなぎ、生徒の心のケアを行う。

関係諸機関と連携し、生徒の居場所づくり・心のケアを行う。

被害生徒及びその保護者に、適切な情報提供を行う。